

質問事項

質問1 賢島周辺の警備が何日間にもわたるかわからないが、地元の住民にとっては、どこで検問があるのか。賢島へ入ることはできるのか。また周辺の道路において、迂回させられるのか。もう少し具体的に話してほしい。また海上の警備についても、港のブイは船を付けないとか、また養殖業者や他の業者の船は、船着き場に付けられるのか等、協力をお願いするばかりでなく、具体的に話してもらいたい。

回答1 (三重県警察本部)

具体的に検問の場所を示すべきというお話ですが、現時点では警備計画を策定中であるということ、また会議場への移動手段・方法、代表団の移動方法等未だスケジュールが確定していないという状況であるため、この場で検問場所は具体的にお示しすることはできない。ただし、先ほど申し上げたように、1つは会議場の敷地内では検問を行う予定である。もう1つは、会場である志摩観光ホテルに隣接する場所、直近の場所においても同様である。賢島の外については、例えば伊勢志摩サミットの時には、阿児アリーナのすぐ西側で検問をしたが、今後は警備方針が固まり次第なるべく早く皆さまにお伝えしたいと考えている。ご理解いただきたい。

(第四管区海上保安本部)

賢島周辺の海域において、会議の期間中であっても通航の自粛をお願いすることはない。ただし、会議場の直近の海域にあっては、識別旗という我々が安全の確認及び通航の目的を確認させていただいたことを示すものを配ることで、確認済みの船ということで通航していただくことを考えている。会議場及び賢島の周辺海域においては、会議の期間中に通航を予定されている船舶については、事前の通報をお願いしていきたいと考えている。

質問2 賢島の手前において保養所を管理しているが、そこへは検問等関係なく来れるか。また海上において、識別の旗という物はどのようにしたらもらえるのか。また陸上も海上も会議中だけが規制されるのか、もっと前から規制されるのか、教えていただきたい。

回答2 (三重県警察本部)

賢島の手前についても、警察官は配置されていると見込まれるし、通過される際には、お声掛けさせていただく。日常生活または生活に欠かせない通行に関しては、通行が可能となる場合もある。保養所まで行けないかと言うと、そのようなことはない。ただし、通過していただく際にはご確認させていただくし、もし日程を少しずらすことで回避できるのであれば、そうしていただくと有難い。また、会場直近の方々には個別にお願い

にあがることも検討しており、その際にお話しさせていただければと考えている。

（第四管区海上保安本部）

識別旗に関しては、通航目的等を確認した船舶に配ることを考えているが、具体的な手続等については検討中であるため、決定次第周知させていただく。また警備期間についても、検討中であるため、決定次第周知させていただき、ご協力いただけるような体制を構築していきたいと考えている。

質問3 磯部に住む者だが、交通規制に関して、例えばこの期間、この道路については迂回した方がよい等の情報を地図で示すような形で配布することは考えていないか。交通大臣会合の成功には協力させていただくが、そのような規制図で周知されれば、警備についても行いやすくなると思う。

（三重県警察本部）

磯部については交通量が多いことも認識している。どこの道路について規制されるか判明すれば、何らかの形でお示ししたいと考えているが、現状ではお示しできるものがない。今後、お示しできるようになれば、様々な広報媒体を活用し、周知させていただくことを考えている。

質問4 交通大臣会合については、絶対に成功させなければならないと思う。その中で、規制されている道路へわざわざ行くことがないようにすれば、警備もしやすいと思うので幅を広げた広報活動をお願いしたい。

（三重県警察本部）

皆さまの協力がいただけてこそ、成功できる警備であるため、我々も丁寧に、正確な情報を発信していきたいと考えている。引き続きご協力をお願いする。

質問5 賢島島内で商売をしているが、会合中に観光客の方は島内に入ることができるか。

（三重県警察本部）

基本的には日常生活に欠かせない通行は問題ないが、観光客の方については賢島島内に到着されるまでには、通行目的を確認させていただくことになる。また、会合開催中については直近の道路について迂回をお願いすることになる。全く入れないということはないが、そのような案内をさせていただくことになる。何卒、ご理解をいただきたい。